

平成 30 年度前期以降の居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いについて（平成 30 年 8 月 14 日付け 30 第 2835 号） 【抜粋】

4 「正当な理由」の取扱い

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年老企第 36 号）」第 3 の 10 の(4)における正当な理由について、本市では次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合は「正当な理由」とします。

- (1) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、判定対象サービスがサービスごとでみた場合に 5 事業所未満である場合。なお、通常の事業の実施地域とは、当該居宅介護支援事業所の運営規定に定める地域とし、特定の建物等で通常の実施地域を限定している場合は、正当な理由に該当しない。また、地域密着型サービスについては、利用者の居住している市町村ごとに数えた場合に、すべての市町村において 5 事業所未満である場合をいう。
- (2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている居宅介護支援事業所である場合。
- (3) 判定期間の 1 か月当たりの平均の居宅サービス計画数が 20 件以下である場合。
- (4) 居宅サービス計画に位置付けたサービスごとでみたときに、居宅サービス計画が 1 か月当たりの平均で 10 件以下である場合。
- (5) 減算対象となる紹介率最高法人の事業所が、次のア及びイのいずれかの要件に該当し、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合により、特定の事業者者に集中していると認められる場合。
 - ア 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容について意見・助言を受けている場合。

なお、居宅サービス計画数の算定にあたっては、前段の要件を満たした月の翌月から、当該事例について除外できるものとする。ただし、平成 30 年度前期については、判定期間中に提出及び意見・助言を受けた場合、平成 30 年 4 月から除外できるものとする。
 - イ 集中することがやむを得ないものとして、サービスの種類ごとに、紹介率最高法人の居宅サービス計画数から、第三者評価を過去 3 年度以内に受け、共通項目及び種別項目の評価結果で、a 判定が判定項目の 90%以上である事業所の当該居宅サービス計画数を除外した居宅サービス計画数について、その占める割合が 80%以下である場合。
- (6) 判定期間開始日前 1 年以内に実施した地域ケア会議等において、介護サービスについての地域課題を検討する中で、特定のサービスが紹介率最高法人に集中することについて、やむを得ないと認められている場合。ただし、平成 30 年度前期については、判定期間中に認められた場合は、本要件に該当するものとする。